

議案第18号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）による区画整理事業の結果、字の区域の変更が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、県営土地改良事業 中山間地域総合整備 勝山地区の区画整理事業に伴う字の区域を別紙のように変更する。

令和2年6月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

土地改良法に基づく区画整理事業施行により、字の区域を変更する必要があるため、この案を提出する。

字の区域の変更調書

県営土地改良事業 中山間地域総合整備 勝山地区

次の区域を編入する。

大字	編入後の字	編入する字地番		
平泉寺町大渡	11字 高ノ亭	7字 吹上	13の1	
		8字 ヒニヤケ	15の2、16の1、17の1、18	
		9字 星出	29	
	12字 横畑	17字 大畑	1の1、1の2、2、3の1、4の2、5の1、5の3	
	14字 岸ノ下	12字 横畑	1の2、2の2、3の1、4、5の1、6の1、7、8の1、9の1、10の1	
		16字 竹藪田	1、2、3の1、3の2、4、7、8、9、10、11、12の1から12の3まで、13の1、13の2、14の1から14の3まで、15の1から15の5まで、16の1、17の2、19の3、20の1、21の3	
		17字 大畑	14の1、15、16の1、16の2、17、18、19の1、19の2、20、21の2、23、24、25、27、28の1から28の3まで、29、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、32の2、33、37の4、39の3	
	15字 岩屋	21字 屋敷田	6の2	
		22字 縄手	1の1、2の1、3の1、4の1、4の2、5の1	
	16字 竹藪田	21字 屋敷田	7の9、8の1、9、10、11の1、13の1、14の1、14の2	
	20字 古堂	23字 大角	1の一部	
	21字 屋敷田	17字 大畑	7の1、43の1、44の1、45の1、46、47の1	
これらの区域に隣接及び介在する道路、水路である市有地の一部				

大字	編入後の字	編入する字地番	
平泉寺町大渡	23字 大角	20字 古堂	10の7、12の一部
		21字 屋敷田	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、7の1、8の2
		22字 縄手	6の1、6の2、7から9まで、10の1、11、11の2、12から17まで
	26字 千歩石	25字 鳶岩	3の1、4の1、5の1、6の1、6の2、7の1、8の1、9の1、14から20まで
	33字 東平林	39字 北野田島	1、2の甲、2の乙、3、4の甲、4の乙、5、7の1、7の2、8から14まで、15の1、18、24、25
	36字 経塚	27字 栈敷	46から49まで
	37字 尼池	36字 経塚	22の2、23の3
38字 南野田島		1、2、18の2	
これらの区域に隣接及び介在する道路、水路である市有地の一部			

大字	編入後の字	編入する字地番	
平泉寺町小矢谷	16字 大日焼	17字 日焼山	1、2
	20字 湯尻	16字 大日焼	3の一部
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部又は全部			

大字	編入後の字	編入する字地番	
野向町北野津又	35字 鬼神田	25字 柳ノ木平	23の2、23の5、25の2
これらの区域に隣接及び介在する水路である市有地の一部			